

◇ 小ホール施設使用料

(単位:円)

区分		使用時間		午前	午後	夜間	全日
				(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	(9:00~22:00)
入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	平日	準備	4,130	7,350	10,080	19,460
			本番	5,900	10,500	14,400	27,800
		土・日・休日	準備	5,852	10,780	15,260	29,050
			本番	8,360	15,400	21,800	41,500
	入場料が1,000円以下の場合	平日	準備	4,130	7,350	10,080	19,460
			本番	6,200	11,000	15,100	29,100
		土・日・休日	準備	5,852	10,780	15,260	29,050
			本番	8,780	16,100	22,900	43,600
入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	平日	準備	4,130	7,350	10,080	19,460	
		本番	6,500	11,500	15,800	30,500	
	土・日・休日	準備	5,852	10,780	15,260	29,050	
		本番	9,200	17,000	24,000	45,600	
入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	平日	準備	4,130	7,350	10,080	19,460	
		本番	12,700	22,700	31,300	60,000	
	土・日・休日	準備	5,852	10,780	15,260	29,050	
		本番	18,100	33,400	47,300	89,900	
入場料が5,001円以上の場合	平日	準備	4,130	7,350	10,080	19,460	
		本番	16,800	29,700	40,700	78,500	
	土・日・休日	準備	5,852	10,780	15,260	29,050	
		本番	23,600	43,700	61,800	117,500	
練習を目的として使用する場合	平日		1,770	3,150	4,320	8,340	
	土・日・休日		2,508	4,620	6,540	12,450	
楽屋	第1楽屋		2,800	2,800	2,800	7,120	
	第2楽屋		2,800	2,800	2,800	7,120	

- (注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
- 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合(6に規定する練習を目的として使用する場合を除く。)の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。
- 6 練習を目的として使用する場合(引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。)の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の30%に相当する額です。
- 7 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。